

## 大阪府メインキャラクター広報担当副知事もずやんのイベント等への出演に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大阪府の広報を推進するため、大阪府キャラクター広報方針に基づき、大阪府メインキャラクター広報担当副知事もずやんのイベント等への出演に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 もずやん 大阪府メインキャラクター広報担当副知事もずやんをいう。
- 二 イベント等 不特定多数の利用の用に供する施設等において音楽若しくは演芸等の提供を行うもの又は商品若しくはサービス等の展示若しくは周知等のため催事を行うものその他のものをいう。

### (出演の承認等)

第3条 イベント等にもずやんを出演させようとする者は、その出演につき、知事の承認を受けなければならない。但し、以下の場合を除く。

- 一 放送又は報道等を業として行う者が放送又は報道等の用に供しようとする場合。
- 二 大阪府もずとも要綱第4条又は第5条の規定により出演する場合。
- 三 その他、知事が必要と認める場合。

2 前項の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大阪府もずやん出演承認申請書（様式第1号。以下「出演申請書」という。）を当該出演の1か月前までに知事に提出しなければならない。

3 前項の出演申請書には、申請者（申請者が法人である場合はその役員を含む。以下同じ。）が大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第1号から第4号までに掲げる者（以下「暴力団等」という。）のいずれにも該当しない旨の誓約を行い、その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

### (承認の基準)

第4条 知事は、前条第1項の承認の申請があった場合において、次に掲げる基準に適合するときは、同項の承認をするものとする。

- 一 もずやんを出演させようとするイベント等が、大阪府政の広報の推進に資するものであること並びに知事が別に定める大阪府メインキャラクター広報担当副知事もずやんイベント等出演指針（以下「イベント等出演指針」という。）及びもずやんのスケジュールに適合していると認められること。

- 二 次の基準をすべて満たしていること又はもずやんを出演させようとするイベント等が、大阪府若しくは大阪府の委員会若しくは委員の後援名義の使用の承認を受けていること。
- イ 申請者が、大阪府広告事業要綱（平成27年施行。以下「広告要綱」という。）第3条第2項に基づき知事が定める大阪府広告事業掲載基準（以下「広告基準」という。）2（1）から（7）まで及び（9）のいずれにも該当しないこと。
- ロ もずやんを出演させようとするイベント等が、広告基準3各号（**(12)**ウを除く。）のいずれにも該当しないこと。この場合において同（6）中、「意見広告」とあるのは「意見を主張するもの」と、同（7）中、「氏名広告」とあるのは「氏名を周知するもの」と、同（8）中、「当該広告」とあるのは「当該イベント等」と、同（10）中、「広告する商品等」とあるのは「イベント等」と、同（12）中、「掲載する広告」とあるのは「イベント等」と、「広告事業」とあるのは「広報」と読み替えるものとする。
- 三 もずやんを消費者教育推進大使としてイベント等に出演させようとする場合は、次のすべてを満たしていること。
- イ 申請者が、府内の市町村又は消費者の権利及び利益の擁護及び増進のため、消費者によって自主的に組織された団体であって、消費者のための活動を恒常的に実施するものであること。
- ロ もずやんを出演させようとするイベント等が、府における消費者教育の推進及び消費者市民社会の概念の普及に関する活動であること。
- 四 申請者が、暴力団等に該当しないこと。
- 五 第9条第1項の取消しを受け、又は、第8条の是正等の求めに応じずに第5条第3項の届出をした者であって、当該取消し又は当該届出の日から3年を経過しないものではないこと。
- 六 過去に偽りその他不正の手段により承認を受けた者でないこと。
- 七 もずやんの出演に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないこと。
- 2 知事は、前条第1項の承認をしたときは、その旨を申請者に対して書面により通知する。
- 3 前条第1項の承認の期間は、2週間を超えない範囲内で行うものとする。

（変更の承認等）

- 第5条 第3条第1項の承認を受けた者（以下「主催者」という。）は、当該承認を受けたイベント等の名称、開催時期、開催場所又は当該イベント等の概要（軽微なものを除く。）を変更しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。
- 2 前項の変更の承認を受けようとする主催者は、大阪府もずやん出演変更承認申請書（様式第2号）に前条第2項の通知（以下「承認通知」という。）の写しを添えて、当該出演

の日の2週間前までに知事に提出しなければならない。

- 3 主催者は、第3条第1項の承認を受けたイベント等へのもずやんの出演を中止しようとするときは、当該中止の日の10日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 前項の届出は、大阪府もずやん出演中止届出書（様式第3号）に承認通知の写しその他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出することにより行わなければならない。
- 5 第3条第3項及び前条第1項から第3項までの規定は、第1項の変更の承認について準用する。

（使用基準等）

第6条 主催者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 イベント等出演指針を遵守すること。
- 二 第3条第1項の承認（前条第1項の変更の承認を受けた場合は、当該承認。以下同じ。）によって生じる権利、義務その他法的地位（以下「権利等」という。）を主催者以外の者に譲渡又は承継しないこと。
- 三 第3条第1項の承認によって生じる権利等について、商標、意匠その他権利の登録の出願等を行わないこと。
- 四 もずやんのイベント等への出演に関し、イベント等の開催前、開催中及び開催後において、大阪府の行う大阪府広報紙府政だより、大阪府ホームページ、大阪府公式フェイスブック、大阪府公式ツイッターその他の媒体による広報に協力すること。
- 五 もずやんのイベント等への出演に関し、旅費、宿泊費その他の費用が追加的に発生する場合は、主催者が当該費用を負担すること。
- 六 主催者の責めに帰すべき事由により、もずやんの毀損、滅却その他の損害が生じたときは、主催者は当該毀損、滅却その他の損害について、原状回復し、又は、原状回復に係る費用を負担しなければならない。

（報告）

第7条 知事は、この要綱の施行に必要な範囲内において、主催者に対し、もずやんを出演させるイベント等について、報告を求めることができる。

（是正等の求め）

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、主催者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう求めることができる。

- 一 主催者が、第4条第1項第1号から第3号までの基準に適合していないと認めるとき。
- 二 主催者が、第5条又は第6条の規定を遵守していないと認めるとき。
- 三 前条の報告の徴収の結果、知事が必要と認めるとき。

四 前条の報告の求めに正当な理由なく応じないとき。

(承認の取消し)

第9条 知事は、主催者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すものとする。

- 一 第4条第1項第4号から第7号までの基準に適合しなくなったとき。
- 二 前条の規定による知事の求めに正当な理由なく応じないとき。
- 三 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。

2 知事は、前項の取消しをしたときは、その旨を当該取消しを受けた者に対して書面により通知するものとする。

3 知事は、第1項の取消しをした場合であって、府民の利益を保護する必要があると認めるときは、その旨を公表することができる。

4 第1項の取消しにより生じた損害について、知事、大阪府又はその職員(以下「知事等」という。)は、その賠償の責めを負わない。

(その他)

第10条 第3条第1項の承認は、主催者に対し、もずやんの商標権、意匠権その他の権利等を付与し、又は、主催者を推奨しない。

第11条 知事等は、この要綱による申請、届出、報告その他一切の事務等に係る経費及び役務を負担しない。

第12条 知事等は、主催者がもずやんをイベント等に出演させることによって主催者自らが受けた損害又は第三者に対して加えた損害について、その賠償の責めを負わない。

第13条 この要綱に定めるもののほか、もずやんの出演について必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成**27**年4月1日より施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に大阪府メインキャラクター「もずやん」着ぐるみ使用取扱要綱の規定に基づき申請したもずやんの出演については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成**27**年6月**22**日より施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に大阪府メインキャラクター広報担当副知事もずやんのイベント等への出演に関する要綱の規定に基づき申請したもずやんの出演については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成**28**年**2**月**3**日より施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に大阪府メインキャラクター広報担当副知事もずやんのイベント等への出演に関する要綱の規定に基づき申請したもずやんの出演については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成**29**年5月8日より施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に大阪府メインキャラクター広報担当副知事もずやんのイベント等への出演に関する要綱の規定に基づき申請したもずやんの出演については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和**3**年4月1日より施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に大阪府メインキャラクター広報担当副知事もずやんのイベント等への出演に関する要綱の規定に基づき申請したもずやんの出演については、なお従前の例による。

大阪府もずやん出演承認申請書

年 月 日

大阪府知事 様

申請者  
住所  
商号又は名称  
代表者等氏名  
電話番号

大阪府メインキャラクター広報担当副知事もずやんのイベント等への出演に関する要綱第3条第1項の承認を受けたいので、本要綱に同意し、関係書類を添えて申請します。

1. もずやんを出演させようとするイベント等について

イベント等の名称	
開催日時	年 月 日（曜日） 時 分から 年 月 日（曜日） 時 分まで
開催場所の名称及び所在地	
イベント等の概要	
もずやん出演日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
もずやんの役割等	※大阪府広報担当副知事以外の肩書での役割を希望する場合は、その旨明記すること。
専用駐車場の有無	有 ・ 無 ・ その他（ ）
専用控室の有無	有 ・ 無 ・ その他（ ）
イベント等のURL	

※イベント等及びイベント等におけるもずやんの役割等について、具体的に示す資料を添付すること（例：開催要綱、プログラム、広報計画など）。

※その他参考資料がある場合は添付すること。

※様式内に書ききれない場合は、別紙に記載すること。

## 2. 申請者の概要

### (1) 法人及び代表者等について

商号又は名称	
主たる事務所の住所	
連絡先	
代表者等の職氏名	
ホームページのURL等	

※申請者が大阪府もずともに登録していない法人である場合は、定款、規約又は会則その他の書類を添付すること。

### (2) 担当者

担当者の役職及び氏名	
連絡先	(所属名) (電話番号) (電子メール)
イベント等の当日緊急連絡先	(電話番号) (電子メール)

※様式内に書ききれない場合は、別紙に記載すること。

### 誓約事項

申請者（申請者が法人である場合にあってはその役員を含む。）が大阪府暴力団排除条例（平成**22**年大阪府条例第**58**号）第2条第1号から第4号までに掲げる者（以下「暴力団等」という。）のいずれにも該当しないことを誓約します。

※誓約する場合、□の中にレ点チェックを記入してください。 □

様式第2号（第5条第2項関係）

大阪府もずやん出演変更承認申請書

年 月 日

大阪府知事 様

申請者  
住所  
商号又は名称  
代表者等氏名  
電話番号

大阪府メインキャラクター広報担当副知事もずやんのイベント等への出演に関する要綱第5条第1項の変更の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

イベント等の名称	
開催日時	年 月 日（曜日） 時 分から 年 月 日（曜日） 時 分まで
開催場所の名称及び所在地	
イベント等の概要	
もずやん出演日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
もずやんの役割等	※大阪府広報担当副知事以外の肩書での役割を希望する場合は、その旨明記すること。
専用駐車場の有無	有 ・ 無 ・ その他（ ）
専用控室の有無	有 ・ 無 ・ その他（ ）
イベント等のURL	

※イベント等及びイベント等におけるもずやんの役割等について、具体的に示す資料を添付すること（例：開催要綱、プログラム、広報計画など）。

※その他参考資料がある場合は添付すること。

※様式内に書ききれない場合は、別紙に記載すること。

様式第3号（第5条第1項関係）

大阪府もずやん出演中止届出書

年 月 日

大阪府知事 様

申請者  
住所  
商号又は名称  
代表者等氏名  
電話番号

大阪府メインキャラクター広報担当副知事もずやんのイベント等への出演に関する要綱第3条第1項の承認を受けたもずやんのイベント等への出演について、当該出演を中止したいので、同規則第5条第3項の規定により、次のとおり届出をします。

承認の年月日及び番号	年 月 日 第 号
中止の理由	

※承認通知の写しを添付すること。